

第8回東京都北区景観づくり審議会の書面開催における意見等及び区の見解

委員からの意見等	区の見解
(1) 北区景観づくり計画<追録版>の発行について	
特になし	
(2) みんなでつくる北区景観百選2019の周知について	
<p>①「あるきた」と連動した取り組みは、選定された景観資源を社会問題解決のために活用する意味でとても大事だと思います。今後も様々な方策で選定された景観をコンテンツとして活用いただければよいと思います。</p>	<p>みんなでつくる北区景観百選2019にて認定した景観資源を活用した取り組みについては、今後も引き続き検討いたします。</p>
<p>②「あるきた」では歩数など健康指標も取得しているようですので、データをシェアして、今回の歩行ルートが実際にどの程度の運動強度となったのか計測し、区民にフィードバックするとさらなる参加につながると思います。</p>	<p>「あるきた」アプリでは、自動計測する歩数と、任意で入力する身長から、歩行距離や消費カロリーを自動で算出してアプリ画面上に表示しています。また、毎日の各数値をグラフ化して月別に表示し、月ごとの平均数値もあわせて表示していますので、利用者の方はそれらを確認して、ご自身の健康管理に役立てていただくことができます。 いただきましたご意見は、「あるきた」アプリを所管している健康推進課へ伝え、今後の運用の参考とさせていただきます。</p>
<p>③参加者からの要望にもありましたが、他の景観資源も活用してコースも多様化できると良いです。高齢者のなかでも健脚な方用と初心者用で分けたり、子ども用、外国人用などもあると良いと思います。ジョギングコースやサイクリングコースにしても良いかもしれません。</p>	<p>北区を代表する景観10選2019以外の景観資源の活用やコースの多様化につきましては、いただきましたご意見を参考に検討させていただきます。また、「あるきた」アプリを所管している健康推進課へ伝え、今後の運用の参考とさせていただきます。</p>
<p>④一連の取り組みは、景観資源の健康分野への活用例として、学術的にも評価できます。アンケートや行動計測調査などでデータをきちんととっておくと、貴区のみならず、全国の自治体に普及していくと思います。</p>	<p>「あるきた」アプリと連携した景観資源の活用に関する調査等につきましては、今後の取り組みにおきまして、引き続き検討いたします。</p>

委員からの意見等	区の見解
⑤あるきたアプリの利用者が多いのに驚きました。良い企画でした。	今後も多くの方に参加していただけるよう、多角的な周知方法を検討いたします。
⑥赤羽桜並木(赤羽台4丁目と桐ヶ丘2丁目の通り)は、現在桜を植え替えしたばかりで若木のため、かつての桜のトンネルのような景観を取り戻すには時間がかかります。来られる方への現状の周知があった方が親切かと思えます。 これに関連し、今後の桜の名所の植え替えに関しては、景観を損ねない為に、段階的な植え替え計画を実施していただけますと幸いです。	あるきた北区景観10選コースのコース詳細画面とその内容を紹介している北区ホームページにおきましては、「桜並木は現在植え替え、育成中です」と掲載させていただきました。 今後、周知を行う際にも、同様にご案内いたします。 また、今後の桜の名所の植え替えに関するご意見につきましては、所管である道路公園課にお伝えいたします。
⑦「あるきた」10選コース報告でアンケートを拝見して北区在住の30代～80代までいろいろな区民が参加でき、その上「良かった」という意見が多く良かったと思えます。 「あるきたアプリ」を作成されたことにより、周知が広がったのではないかと思います。	幅広い年齢層の方々が区内ウォーキングを楽しまれていることが分かり、今後の参考となりました。 今後も多角的な周知方法を検討いたします。
⑧「ココシル」アプリの情報は解りやすく、多くの方に広めたいアプリです。	今年開催が予定されている、東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、一層の周知が図られるものと考えております。
(3) 令和2年度 景観届出等の状況報告について	
①資料2-2について、案件の4件ともそれぞれの包括処理基準によって特例措置や適用除外となっています。やむ得ないとは思いますが、今後こういう案件が増えることによって景観形成重点地区西が丘地区の景観が損なわれることがないようにと危惧しています。	本処理基準により、敷地面積、壁面後退については緩和されますが、他の基準については適合するように誘導、指導を行い、西が丘地区における景観の維持保全に努めてまいります。

委員からの意見等	区の見解
<p>②基本的な事で恐縮なのですが、質問があります。景観の条件などは、どのタイミングで該当者に知らされるものなのでしょうか？事前にお伝えはされているかと思いますが、教えて下さい。</p>	<p>景観届出等の周知につきましては、都市計画課窓口及びホームページにて「景観届出等の手引き」等の資料とあわせてご案内しております。 都市計画情報の調査や事前相談の段階において、届出対象となる計画地や規模に応じた内容をご案内しております。</p>
<p>③資料2-3、4ページの東洋大学新校舎は、ライフデザイン学部以降の建設かと推察されますが、この建物は何の目的で建てられる建築物なのでしょうか？</p>	<p>今回の届出案件では、校舎、体育館、図書館などが計画されております。</p>
<p>④-①資料2-3、8ページの西が丘地区の地図なのですが、どこが該当場所なのかが分かりませんでした。お手数ですが、教えていただけますと幸いです。</p> <p>④-②資料2-3、8ページですが、住所は西が丘二丁目となっていますが、地図は一丁目で計画地の記載がありませんが。個人住宅だからでしょうか？ご確認いただけますか。</p>	<p>西が丘地区の届出事例の位置につきましては、戸建て住宅や小規模な共同住宅が対象となるため、プライバシーに配慮し区域図にプロットしておりません。</p> <p>なお、議題説明資料に一部誤りがあります。資料の裏面・建築物等の景観届出事例の説明文の最後にあります 「地区の南側に隣接する梅木小学校の西側になります。」 とありますが、正しくは 「地区の南側に隣接する梅木小学校の東側になります。」 でした。 大変申し訳ございませんが、一部資料の訂正をお願いいたします。</p>
(4) その他	
<p>内容については、よくまとめられていて異論ありません。景観については、産業や文化、観光、スポーツなど、様々な分野が関連するので、引き続き連携を深めたいと思います。</p>	<p>今後も庁内連携を推進し、北区らしい景観まちづくりへの普及啓発や景観法、北区景観づくり条例に基づく届出による景観づくり等を推進いたします。</p>